

保健予防課

港区高齢者肺炎球菌ワクチン任意接種費用助成の実施について

高齢者の肺炎球菌感染症の予防接種は、65歳の方を対象に平成26年10月から定期接種に追加され、令和5年度までの経過措置として70歳から5歳刻みで100歳までの方や、100歳以上の方も対象としてきました。

令和6年3月31日で経過措置が終了しますが、区には、新型コロナウイルス感染症の流行などのやむをえない事情により、接種の機会を逃した方から接種費用の助成を望む声が寄せられているため、令和6年4月1日から66歳以上で未接種の方への接種機会の提供と個人負担の軽減を目的に、高齢者肺炎球菌任意接種費用の一部助成を実施します。

1 概要

(1) 助成内容

定期接種に準じて、自己負担額が1,500円となるように医療機関での接種費用から自己負担額を差し引いた額を助成します。

【接種費用が8,500円の場合のモデルケース】

区の助成額	自己負担額
7,000円(うち、東京都の補助額2,500円)	1,500円

※生活保護法による保護を受けている人、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付を受けている人については、自己負担額を免除し、区が助成します。

(2) 対象者

接種日時点、港区に住民登録のある66歳以上で、高齢者肺炎球菌ワクチン(23価)を一度も接種したことのない人

(3) 接種見込数

約5,400件

※港区に接種記録がない66歳以上の区民22,260人(令和5年12月現在)のうち、過去の実績から24%程度の接種率を想定し、令和6年度の事業期間における接種見込数を算出

(4) 実施期間

令和6年4月1日～令和7年3月31日(令和6年度限り)

2 今後のスケジュール(予定)

令和6年4月 広報みなど、区ホームページにより区民へ周知
区民からの申請に基づき予防接種予診票を送付
以降、順次接種